

淀川水系流域委員会 第32回淀川部会

議 事 録

(確定版)

○この議事録は発言者全員に確認の手続きを行ったうえで確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております。(詳しくは最終頁をご覧ください)。

川上委員

日 時：平成17年10月21日(金) 10:00～12:46

場 所：カラスマプラザ21 8階 大・中ホール

[午前10時 0分 開会]

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

定刻となりましたので、また委員の皆様の出席が定足数に達しておりますので、これより淀川水系流域委員会第32回淀川部会を開会させていただきます。司会進行は、庶務を担当しておりますみずほ情報総研の鈴木が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速審議に入る前に、配布資料の確認及び発言に当たってのお願いをさせていただきます。

まず、配布資料でございますが、袋詰め資料の中でございますが、「発言にあたってのお願い」の次に「議事次第」がございます。「議事次第」の次に「配布資料リスト」がございますので、これに従って確認をさせていただきたいと存じます。まず報告資料1、これは前回の第31回の淀川部会の結果報告でございます。それから、審議資料につきまして1-1から1-7まで用意をさせていただいております。特に、審議資料1-6及び審議資料1-7は本日新たに用意をさせていただいた資料でございます。審議資料1-6につきましては「低周波音に関する説明資料」でございます。審議資料1-7につきましては「淀川水系5ダムの調査検討についての意見（目次案）」でございます。それから「その他資料」としてスケジュール、それから参考資料として2点、一般からのご意見と「新聞記事集」でございます。資料に不足等ございましたら、庶務の方までお申しつけください。よろしくお願いいたします。

それから、発言に当たってのお願いをさせていただきます。発言をいただく際は緑色の「発言にあたってのお願い」をご一読ください。発言の際には、必ずマイクを通してお名前をいただいた上でご発言いただきますようよろしくお願いいたします。

本日も一般傍聴の方にも発言の時間を設けさせていただく予定ですので、委員の方々の審議中の発言はご遠慮いただきたいと思います。

また、携帯電話につきましては電源をお切りいただくかマナーモードに設定をお願いいたします。

本日の部会は3時間を予定しております、13時に終了の予定でございます。それでは早速ですが、今本部長、よろしくお願いいたします。

○今本部長

皆さん、おはようございます。第32回の淀川部会を始めさせていただきます。

きょうは淀川部会が担当しております淀川水系5ダムのうちの大戸川ダムと天ヶ瀬ダムの再開発、この2つを中心に審議を進めたいと思っております。これまでに配付されました資料、あるいはき

■第32回淀川部会（2005/10/21）議事録

ようご説明いただく内容についての質問等、これは最後にまとめてしたいと思いますので、最初はひたすらダムについての意見をまとめることに努力したいと思います。

最初に、報告ということで庶務からお願いいたします。

〔報告〕

1) 第31回淀川部会結果報告について

○庶務（みずほ情報総研 篠田）

それでは報告資料1についてご説明をさせていただきます。この資料は9月13日に開催されました第31回の淀川部会の結果報告になっております。

この会議では、大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発の調査検討についての意見交換が行われ、特に決定事項についてはございません。

2の報告の概要についてですが、今回は治水関係を中心に議論されておりまして、書かれておる項目が非常に多くなっていますので、治水部分を中心にしてご説明いたします。ご了承ください。

まず、①の大戸川ダムについて、1番目と2番目のポチは内容的に一緒ですので、これを一緒くたにし、大戸川の治水について滋賀県とどのように調整をし、当面実施せずには天ヶ瀬ダムの放流量増大実施とセットになっているかとの委員の質問が出されまして、河川管理者からは、大戸川ダムを当面実施しない場合の河川レベルとして、将来的にはダムを実施することも考えられるので、二重投資にならない規模の整備とし、また大戸川で $1,350\text{m}^3/\text{s}$ に耐えられるような整備を行えば、下流の流量増加にもつながるので、この点もあわせて滋賀県と調整したい旨の説明があり、大戸川を当面実施しない方針は、天ヶ瀬ダム再開発後を前提とした整備であると説明されております。

3番目のポチですが、高時川は治水上の緊急性により丹生ダムを実施するとありますが、大戸川も同じではないかの委員の質問に対しましては、丹生ダムは高時川、姉川の洪水対策と異常渇水対策容量の確保を目的としており、国としての大戸川ダムは、瀬田川、宇治川、三川合流を対象に判断を行っているということです。

次の4番目のポチになりますが、大戸川下流の治水はコスト面から、ダムより河道改修が有利との記述の判断は、ダム以外の対策で治水安全度が確保できる前提の理解でよいのか。また、どのような河道改修を想定しているかの質問に対しまして、河川管理者からは、ダム実施後と同じ治水安全度で河道改修を検討しており、約10キロの河道延長の河道掘削や河道拡幅等による改修等と比較して、河道改修のコストが有利であると説明されております。この発言に対しまして、別途委員からは、ダム以外の治水対策によって安全性確保ができるということの具体的な検討の中身をもう少し

し明確にさせていただきたいとの意見が出されております。

次に、②番目の天ヶ瀬ダム再開発についてですけれども、最初のポチのところでは、天ヶ瀬ダムの放流能力を $1,500\text{m}^3/\text{s}$ に増大させることの数字の妥当性について。これに対して河川管理者からは、琵琶湖の水位を早く低下させるためには $1,500\text{m}^3/\text{s}$ は過大ではないということ。塔の島地区の河道掘削量と事業費の比較検討では、 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ 程度までは最低限の掘削で流下能力の増大ができるが、 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ 以上にするためには広範囲の掘削となり、事業費が大幅増大することにより、その妥当性を説明されました。

次です。大戸川ダムを建設しなければ、大戸川の流量制御はできないのではないかの質問に対しましては、鹿跳溪谷を整備した後では、大戸川ダムの有無にかかわらず、下流域の水位は変わらない。天ヶ瀬ダムからの放流が $1,500\text{m}^3/\text{s}$ になるように、瀬田川洗堰で流量調整を行うことになるということです。

その次の3番目です。後期放流の期間につきましては、昭和28年9月洪水や昭和36年6月洪水の検討結果により、全開放流は10日以上続くが、琵琶湖水位低下に伴って塔の島地区の流量も減ずるため、 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ 流れている期間はそれほど長くはない。ただし、 $\text{BSL} \pm 0\text{cm}$ であっても下流では $800\text{m}^3/\text{s}$ が長期間続き、 $600\sim 700\text{m}^3/\text{s}$ が2週間から4週間流れた場合も含めて下流の堤防調査をして、補強が必要な区間を示されております。

最後になりますが、4番目と5番目のポチのところですが、何十年に1回程度の $1,500\text{m}^3/\text{s}$ 放流の環境への影響については、河川管理者としては現在進めている段階にあるということ。また、流速の増加が河床変動に与える影響については、現時点では検討できていないと説明があり、これに関しまして次のポチでは、委員から天ヶ瀬ダムの環境調査は十分ではなく、流速や水位の調査をしていただきたいとの意見が出されております。

以上、治水部分です。長くなりましたが、以上で終わります。

○今本部長

ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、先に進ませていただきます。

[審議]

- 1) 大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発に関する調査検討についての意見交換

○今本部長

審議の1に、大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発の調査検討についての意見交換というのに入らせて

いただきます。

その前に、河川管理者から補足説明ということで、前回の淀川部会で議論がありましたことについてのご説明をお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖の河村です。天ヶ瀬ダムで低周波音について、追加の資料を準備いたしました。審議資料1－6でございます。低周波音について、これまできちとした説明をこちらの方からしておりませんでしたので、今回改めてお時間をいただきました。

低周波音と申しますけれども、非常に低い音でございますので、ほとんど人間の耳では聞こえにくい範囲でございます。ただ、それによって建具等のがたつきが発生するというところでございます。しかし、がたつくといっても、地盤から伝わる、いわゆる公害でいうところの振動というものでもございませぬ。空気から伝播される振動ということでございます。つまり、音もしない、揺れもしないのに窓ガラスなどがカタカタカタと鳴るというような現象を低周波音と言っております。

それで説明資料でございますが、シートの1と書いてあるところを見ていただきますと、周波数帯、音にはいろいろと高い音から低い音がございしますが、周波数帯の低いエリアです。人間は一般に20Hzから2万Hzの音を聞き取ることができると言われておりますが、その100Hzより下の部分、非常に聞き取りにくい部分も含めて、この天ヶ瀬ダムでは調査対象にしております。

シートの2、次のページでございます。一般に音の強さといえますのは、発生源で物理的にその振動のエネルギーを測定するものとして音圧レベルがございします。しかし、人間の耳に聞こえるというものに対しては、周波数によって聞き取りにくい音と聞き取りやすい音があります。つまり、人間がしゃべる音の付近というのは非常に聞き取りやすくできておりますけれども、それよりも離れていけばいくほど聞き取りにくくなります。そういった人間の尺度にレベルを補正したもので表現したものを騒音レベルと言っております。周波数帯に重みをつけて評価をすることです。純粋に音圧レベル、物理的なレベル、つまり補正していないというものを平坦特性、フラット特性といえます。それから、いわゆる騒音には騒音レベルとしてA特性。一般に低周波というものに対しては、G特性と言われる補正をかけます。ただ、今回はG特性としては表現せずに、まずはフラット特性ということで調査を実施しております。

それから、音の特徴をちょっとお伝えしておきますと、一般にエネルギーというものは点音源で発生した場合は、距離が長くなればなるほど減衰しますが、空間を伝わると3次元空間を伝わりますので、距離の3乗に反比例して減衰します。また、障害物がある場合はそこで振動が吸収されますので伝播は伝わりませんが、屈折波というものが伝わりますのでそれを超えていきますが、屈折

波によってより伝わりなくなります。一方、低い音と高い音については、低い音の方が高い音よりも遠くに伝わりやすいという性格を持っております。

それをイメージとしてあらわしたのがシートの4でございます。太鼓であらわしておりますが低い音、これは遠くまで伝わります。ただ、これは音が鳴らないと思っていただいて結構です。一方、高い音はトライアングルで示しておりますが、非常に近くでは聞き取りやすいんですが、遠くになると減衰をして伝わりにくくなるということでございます。

シートの5でございます。そうすると、低周波といいますと、結局遠くのところに伝わりやすいけれども聞こえないということが特徴となります。それで、これは右側に周波数の高い方、縦軸に音圧レベルをあらわしておりますが、音圧レベルが低い状態では耳のいい人でも聞こえない範囲になります。それで、斜めの線があります。「最小可聴域値」とありますが、大体このあたりになると人が聞こえやすくなるということでございますが、周波数帯が高ければ音圧レベルが低くても聞き取りやすくなって、周波数帯が小さくなると聞き取りにくくなる、つまり音圧レベルが高くなると聞き取れなくなるということです。

しかし、一方で物理的なレベルでいきますと、振動の振幅というのは同じように伝わりますので、あるレベルまでいくと、がたつきを発生させるようなレベルに達する。そうすると、今はちょっと線で引いておりますが、これはまだはっきりした線ではございません。縦軸の白い線でございますけれども、それより右の範囲では、まず聞こえた後にがたつきが発生する。音圧レベルを上げていくと、周波数の比較的高い方は、まず聞こえた後にがたつきが発生する。しかし、周波数の低いレベルでは、まずがたついた後に聞こえる場合がある。むしろ、がたつきによって聞こえるというようなこともあるというような感じでございます。

ですから、今回この天ヶ瀬ダムで起こっていると言われている現象は、この③番で示した部分であるということが想像されます。つまり、聞こえないけれども何かガタガタと音が鳴るということでございます。

次のページでシートの6でございますが、現地調査を実施しております。平成13年、平成15年、平成16年、いずれも全開放流を実施して、水量が多くなった、放流量が多くなったときのことでございます。6番と7番を同時に見ていただきたいんですが、③番の地点に靖国寺というのがございます。それから②番、②'番が志津川地点でございます。従来、靖国寺でそういった低周波音があったということではございますが、その地点がちょうど天ヶ瀬ダムサイトからすると約400mでございます。それで②番の志津川地点、こちらは約700mでございます。ただし、この志津川地点では、天ヶ瀬ダムから直線的に見ますと尾根が1個ありますので、ある意味そういった直接伝わ

らないエリアになっておりますが、その尾根を越えた屈折波が伝わっているというふうに考えられます。

①が天ヶ瀬ダム地点、②、②' が志津川地点、③が靖国寺、そして④が白虹橋地点で調査した結果の一部をシートの8でお示ししております。①の天ヶ瀬ダムの発生地点で平成13年に100m³/s放流したときの音圧レベルが96.9dBでございました。一方、それぞれ志津川地点、靖国寺地点、白虹橋地点を調べましたが、当然遠い方が音圧レベルは低い値、②' 番は74.1となって、一番低い値が観測されております。平成16年のときには①と②と④の地点で計測しておりますが、同様に②の地点で音圧レベルが一番低くなっているということでございます。

この音圧レベルの絶対的な数値で、どの程度どう人体に影響するかというところまではまだ知見が得られていないということでございます。まだこれは13年、15年、16年のデータしかございませんので、ことしはもう出水期が終わってしまったので全開放流の可能性は低いんですけども、また引き続き調査を実施していきたいということでございます。これらにつきましては、先日志津川地区の住民の方々にこういったデータが得られたということを説明させていただきました。

なお、9ページに、これまで低周波音ということでは言われております事象に対してどんな対策がとられたかというのを一覧表に示しております。「発生源対策」と「上記以外」とございますけれども、この中で発生源対策の一番下に「堰」という項目がございますが、これは実は瀬田川洗堰で過去にそういうことがあったということでございます。これについては流れを整流にする、ジャバツと広がるような流れじゃなくて整った流れに、整流板を設置することで低周波音が発生しなくなったということでございます。その「スポイラー」というものを設置した事例が過去にあったということでございます。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

○今本部長

ありがとうございました。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○田中委員

田中です。今、人体への影響はまだわからないとおっしゃいましたけれども、例えばこの低周波によってどういう人体に症状が出てくるのかというような、そういうまだ調査といたしますか、それはしておられないのでしょうか。あるいは過去、流域の人々にそういう事例が一切ないのかどうか、そういう調査もなされたということなんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖の河村です。100dB以上になると何がしか人体に、敏感な人は90dBくらいですかね、敏感な人は何か肌に振動を感じるというようなことがあると言われておりますが、低周波自体に恐らくまだ、私がこう言うのも何ですが、このレベルでは特に機能障害に陥るような、そんな人体に影響はないというふうには言われております。

ただ、この地区では、建具ががたつく、しかも深夜にトラックも走っていないのにどうもカタカタ鳴るようだということで、それについて気になって眠れないとかいうようなご指摘とかをいただいているというふうには今は認識しております。

○今本部長

ほかはいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○村上哲生委員

村上です。2点お願いいたします。

1つは一番最後の表、音圧レベルを下げる対策が幾つかとられておりますけれども、実際どのぐらい下がったかというデータがあれば幾つかお示してください。

それからもう1つなんですけれども、放流量の増加に従ってどういうふうな関係をもって音圧レベルは上がるのか、単純な直線関係ではないと思うんですけども、どういうふうな関係を想定していらっしゃるのか教えてください。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖の河村です。9番に示した対策について低周波がどれだけ減ったかというような記録が実はちょっと残っておりませんので、ここではちょっとわかりません。

それから、今回の天ヶ瀬ダムの放流量と音圧レベルの関係については模型を使って、水量を高くするとどれだけ低周波が観測されて、それで放流方法、スポイラーをつけたりいろんな対策をすることでどういう低周波音の発生状況が変化するかといったことを、これから実験室レベルでまず調べていきたいと思っております。

○今本部長

スポイラーで流れを整えると言われましたけれども、流れにすき間を与えるんじゃないんですか。例えば、堰の上を流れが越えますね。そのときに、その堰と流れとの間に空気の層ができる。この空気の層が振動する。それで、スポイラーといいますか、棒みたいなのを立てて流れを切ってやると、そこから空気が抜けますので、それがなくなるということだと思えます。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

済みません。余り確認せずに言いましたが、恐らくそういう仕組みだと思います。ありがとうございます。

○今本部長

それで、堰の場合にはそれでわかるんですね。非常に単純です。ところが、天ヶ瀬のこの放流口の場合、どういうメカニズムで低周波音が出てくるのかというのがわかっていないと対策のしようがないですね。多分、流れが高速で出たときに、やはり放流口との間に空気の固まりができて、それが振動して伝わってくるんだらうと思います。恐らく、スポイラーの方法は天ヶ瀬の場合には適用できないと思います。これはただ専門家の方に相談して、必要ならば対策を講じていただければ結構だと思います。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議の議題に戻ります。1-7に「（目次案）」というのがあります。これについてちょっと説明させていただきます。スライドをお願いできますか。

これは1-7の資料をさらに簡略化したものです。序というのがありまして、最初がはじめにで、丹生ダム、大戸川ダム、天ヶ瀬ダム、川上ダム、余野川ダム、終わりにと7章立てで今考えています。きょう審議するのは、この大戸川ダムと天ヶ瀬ダム再開発です。

次をお願いします。まず大戸川ダムについて見ますと、大戸川ダムの経緯、大戸川ダムの今後の課題。さらに課題として、大戸川の治水、関連事業、経費配分、地域社会への影響といったものを考えています。

次をお願いします。まず、経緯について。これは単純にこれまでの経緯を示したのですが、当初の目的は洪水調節、流水の正常な機能の維持、新規利水、発電、この4つ。これは実はパンフレットからとってきたものです。それで、基礎原案に示された主たる目的、基礎原案と基礎案と同じですけれども、ここから変わっています。琵琶湖の急速な水位低下の抑制、②番目が日吉ダムの利水容量の振りかえ、③番目が洪水調節ということで、順番も変わっていますし中身も大分変わっています。特に、最初に挙げていました流水の正常な機能の維持、新規利水、発電はこの中でなくなっています。それで、琵琶湖水位の急速な水位低下の抑制及び日吉ダムの利水振り替えが加わっています。ただ、この流水の正常な機能の維持あるいは発電といったものはダムができた場合の付随的効果であるということで、もともと主たる目的ではないので、このことについてはこのときの意見にもそれほど触れておりません。

次をお願いします。今の続きですが、今回、淀川水系5ダムの調査検討について中間取りまとめ

が出ました。この段階で、日吉ダムの利水容量を大戸川ダムへの振りかえ、これは桂川の亀岡地区での治水効果が小さいために不採用ということで、この段階でこれは不採用と決定されています。このことに対して流域委員会は妥当と評価しました。

今回発表されました方針では、利水者が全量撤退の見込みだと、あるいは保津峡、岩倉峡の開削がないままで天ヶ瀬ダム再開発が行われた場合、この場合には大戸川ダムの宇治川、淀川への洪水調節の効果は小さい。また、大戸川ダムが治水単独目的の事業となりますと、治水分の事業費が増加して経済的に不利になる。したがって、大戸川ダムは当面実施せずとされました。流域委員会はこの方針に賛成という見解を示しました。

ここまでの経緯です。こういうことをまず最初にとらえまして、このことについて特にコメントすることがあれば委員の方で加えてほしいということでもあります。

次をお願いします。3-2、大戸川ダムは当面実施せずということですから、今後の課題として、まずは大戸川の治水をどうするか。方針では、宇治川、淀川の河川整備が進んだ段階で、狭窄部の開削の扱いとあわせて治水面の対策について検討するという表現がされています。これでいいのかと。つまり、宇治川、淀川の河川整備が進んだ段階でということは、それまで何もしないのかといったようなことが問題になると思います。

また大戸川の治水の問題点では、大戸川をどうするかということですが、大戸川の氾濫を許容して、堤防強化、土地の利用規制・誘導、農道・道路の二線堤化などによって、壊滅的な被害を回避するという方法をとったとしましたら、大戸川流域住民の合意が得られるのだろうか。あるいは河川改修によって大戸川の流下能力を増加させますと、今度は瀬田川洗堰からの放流量を抑制する必要がある。ひいては琵琶湖沿岸の浸水被害の増大につながる。こういう方法をとった場合、今度は逆に琵琶湖沿岸住民の合意が得られるのかと。こういう両方の相反する状況がありますので、大戸川流域及び琵琶湖沿岸の被害、この両方を回避、軽減するには天ヶ瀬ダムの開発が必要となるんじゃないだろうか。大戸川の治水対策の実施について滋賀県と調整するとされているので、調整結果の発表を待って改めて意見を述べたいと、こういうストーリーを今、ダムワーキングでは考えています。

次をお願いします。あと関連事業としまして、水源地対策だとか県道大津信楽線整備については河川管理者の誠意ある対応が望まれるといったようなこと。

あるいは経費配分。経費のことについては、これはこの前の琵琶湖部会で千代延さんも経費のことについて随分こだわっておられましたけど、やはり経費の問題は触れざるを得ないと思います。利水撤退者の経費負担の問題、それと事業そのものについての経費はどうなるのか、そういったこ

とについて、これについては関係者の調整が必要であるとされていますけれども、そういった経費のことについての議論です。

それから最後に、地域社会への影響ということで、移転を余儀なくされた住民への河川管理者の誠意ある対応が望まれると、こういったことを今原案として考えています。

しかし、これでいいのかどうかということで、ちょっとこのスライドを1つ戻していただけますか。この今後の課題ということで、資料の1-7でいいますと4つ挙げています。これは同じことなんですけれども、大戸川の治水、関連事業、経費配分、地域社会への影響、この4つでいいのかどうか。天ヶ瀬ダムにつきましては休憩を挟んで後ほどしたいと思いますので、これについての委員の皆さんの意見をお伺いしたいと思います。順番等、どちらでも結構ですから、どなたからでも発言をいただけますか。あるいはもとのところに戻ってでも結構です。経緯のところについてでも、そういう意味じゃないとかですね。

ちょっともう1つ戻していただけますか。いや、1つ進めてください、済みません。例えば、方針では宇治川、淀川の河川整備が進んだ段階で、狭窄部の開削の扱いとあわせて治水面の対策について検討するとされています。このことは、この整備が進んだ段階までほうっておくかどうかということなんです。これは河川管理者の方はどういうふうにこの文章で考えておられるんですか。ここに、きょうの資料にはありませんけれども、7月1日に発表された方針にはこういうふうに書いています。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長 阿南）

大戸川の阿南です。今のご質問、下流の河川整備が進んだ段階でという文言をとらえてということなんですが、その間、ですから当面の間の治水対策をどうするかという点ですが、これも方針の方にもお示ししておりますけれども、大戸川を目的とした治水対策については滋賀県と調整をしますということで。調整しますということで何もしないというわけではなくて、大戸川についての治水は非常に大事なことだということを考えておりますので、これはその間の対策を何らかの形で考えていくというふうに判断しております。

○今本部長

その調整結果は流域委員会に報告されるのでしょうか。結果が出た段階ですけれども。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長 阿南）

流域委員会も含めましてご報告させていただくことになると思います。

○今本部長

といいますのは、大戸川は滋賀県の管理ですよ。そうしますと、大戸川ダムが検討の対象にな

っている場合には、当然この流域委員会はコミットしなければならないんですけども、もし大戸川ダムがなくなった場合、大戸川の治水を国交省と滋賀県が調整することに対して、我々がそういうことにコメントできる立場にあるのかどうかという問題です。

淀川水系流域委員会は、当初は直轄区間だけではなく、そのほかについても関連する事項については意見を言うことになっていましたから、言っちゃいけないというわけでもないと思うんですけども。そういう意味で、もし調整結果が進んだ場合にはこの流域委員会に言われるんだろうかどうか。もし言われなかったら、ここに書きました、調整結果が示された段階で意見を言うというのはうそになるわけです。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。流域委員会の設置の根拠にまで戻りますと、直轄部分の整備計画に対してどうかということ意見を述べていただく、これが役目でありますけれども、それに関連して付随して述べないといけないことがあれば、それは今まで触れていただいていたと思っております。それは特に今回の件だからスタンスを変えなければならないということではないと思っております。

○今本部長

はい、わかりました。流域委員会の仕事というのは、狭義に解釈すれば河川管理者の案に対して意見を言うことですので、それをこの淀川流域委員会はかなり逸脱してといたしますか、非常にフリーに議論してきたものですから、そういうこれまでやってきたやり方をそう簡単に修正はできないということから、ぜひ調整が済みましたら、あるいはその途中の段階でも結構ですから、お教えいただければということで希望しておきます。

この部分のところ。はい、どうぞ。

○嘉田委員

嘉田でございます。流域委員会と自治体との関係ということは、ここで私たちも改めて自覚をしておく必要があると思います。「河川整備計画」に対する意見を言う主体としては、流域委員会、自治体はどちらかが上位ということではなく並行的関係と理解しておりますがそれでよろしいでしょうか。ですから、滋賀県が河川管理者に対して意見を言うその流れと、流域委員会がいわば学識経験者として意見を言う流れというのは並行ですので、このところを誤解をしない方がいいというのが、私の理解でございます。この流域委員会自身が、自分たちの影響力とか法的な意味を過剰解釈をして期待をしすぎる、ということにならないか懸念されます。それで最終的に力が及ばなかったということになりかねない。その法的根拠について懸念を持つものですから、あくまでも滋賀県と流域委員会は並行であるということを改めて確認をしたいんですが、それでよろしいでし

■第32回淀川部会（2005/10/21）議事録

ようか。ただし社会的影響というのは法的根拠とはすこし逸脱する可能性もある、それは社会現象ですから、コントロールしきれないでしょう。

○今本部長

どうですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。河川整備計画をつくるときに、大きく3つの方々に意見を聞くということになっております。1つは学識経験者、これは淀川の場合この淀川水系流域委員会であります。そして、住民の皆さん、そして関係する行政機関の皆さんと、この3つであります。その3つの方々に意見を聞いて策定をしていくという、これは今まで何度も申し上げたとおりであります。今基本方針の作業が始まり、そして基本方針が策定された後、整備計画の原案という形で法定の手続を今後行っていくということになります。

○今本部長

今の件で、庶務の方で基礎案、整備計画ができるまでの流れの図がありましたね。あれは出ませんか。委員長見解を出したときの後ろについていた図なんですけれども。

それです。

そうですね。現在我々がどこにおるのかということですね。これは原案というのが基礎原案、案が、これが基礎案と読みかえますと、我々はこの辺におるんですかね。少なくともこれがまだできていませんから、法律的にはここですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。基本方針が策定されておられませんので、少なくともそれ以前ということに。

○今本部長

ここよりも前ですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

前ですね。

○今本部長

これを聞いている、いろいろの、この辺ですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

そのあたりだと思っていただいたら。ちょっと少し正確ではありませんが、この図で言うと、整備計画の基礎案の見直しというのが一番左にありますけれども、そういう意味では私たちは今基礎案の見直しとしてこれがそうですという形ではお示ししてないんですね。

○今本部長

そうですね。そうすると、ここですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

そういうふうに見ると、基礎案の見直しの前なのかもしれません。

○今本部長

そうですね、うん。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

ただ、ダムとの関係で申し上げますと、ダムの方は7月1日に方針を出して、そして計画内容を調整していますが、その計画内容を調整した結果を反映して、整備計画の原案に入れ込んでいきたいというふうに考えています。

○今本部長

これ、今のように、この図の中で自分たちが今どの段階におるかというのが、ダムについての部分と、そのほかの部分についての部分とが違うものですから、ややこしい。今、嘉田さんにご指摘いただいたようなこともやはり頭に入れながら、今後の審議を進めていきたいと思います。

ほかにご意見、どなたかおられませんか。ありませんか。

この大戸川の治水の問題点、これも、ここの部分も書き方が悪いのかもわからないんです。これは、現在大戸川というのは、流下能力で見ますと、ところどころで $300\text{m}^3/\text{s}$ 以下のところがあります。ということは、洪水が来たときにそこから自然にあふれて、自然調整されて瀬田川に合流するのが $300\text{m}^3/\text{s}$ 程度だという、これはそういう理解でよろしいでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長 阿南）

今の $300\text{m}^3/\text{s}$ しかというのはちょっと違うと思っています。実際には氾濫したものがまた戻ってまいりますので、流量としてはもう少し大きいものが流れているんですが、流下能力としては確かに $300\text{m}^3/\text{s}$ を切るところがございますので、そこで氾濫をするということは間違いないと思います。

○今本部長

なるほど、戻ってきますね。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長 阿南）

ええ。ですから、 $300\text{m}^3/\text{s}$ というのはダムで調節した後の流量の方だと思いますので、今おっしゃっている、あふれる氾濫開始の話と、実際の瀬田川に流入する流量というのは、その氾濫がどういう形で起こったかによって計算しないと、ちょっと今正確には申し上げられないということで

す。

○今本部長

はい、わかりました。ただ、流下能力を判断するのに、ハイウォーターレベルまでの分と、それから堤防天端までの部分とがあるんですが、大戸川では無堤地区がありますね。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長 阿南）

はい、一部ございます。

○今本部長

一部ですけども。ということは、大戸川に洪水が来たときに、現在はそういうものがあふれてしまう。それを、河川改修をして流下能力を上げますと、瀬田川に合流する大戸川の流量がふえますよね。今でも氾濫してからまた川に戻ってきて合流で言いますけれども、やはり氾濫した間で時間おくれが出ますから、氾濫させずに改修してきちんと流れるようにしたら、ふえると思うんですよ。それで、それがふえますと、今度は洗堰の方を絞る必要がありますね。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長 阿南）

大戸川の阿南ですが、今の洪水が来ている場合だと、今のルールですと全閉ということだと思うので、瀬田川の洗堰そのものに影響を与えるかどうかというのはちょっと。

○今本部長

いや、そんなことはないですよ。全閉はですね、下流が危険なときが全閉であって、下流がどうもなければ、全閉なんかしませんかな。だけど、天ヶ瀬に流入する量をトータルとしてコントロールしなければならぬから、大戸川の流量がふえたら、洗堰はコントロール、流量を落とす必要がありますよね。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長 阿南）

済みません。今のところは私がちょっと勘違いしております、1つは下流に対してどういう影響が出るのかを含めて、今後調整してまいりますということを前回は申し上げたかと思うんですが、その中で、今のハイウォーターレベルでの流下能力、堤防天端からの余裕で判断したとき285m³/sというのが、今最低のラインなんです、それを、例えば550にする、もっと上にするといったときに、どういう形で氾濫するか、氾濫した場合にそれがどういうふうに戻っていくかということで、先ほどの瀬田川に流入する流量が決まっていくということになりますので、そういった堤防、河道としてどの程度まで改修するとどの程度の流量になるのかということも、今その調整に向けて検討しているところでございますので、そういった中で考えていこうと思っております。

おっしゃるとおり、河道の能力を上げればそれだけ河道に流れる流量は上がってまいりますので、

ピークの流量というのは、変化はしていくと思います。ただ、今申し上げましたとおり、どのように氾濫するか、途中の支川から戻ってくるのがどういう配分になるのかというのは、個々のそういったものを判断しないとわかりませんので、実際具体的にどれだけずれて、どれだけピークが上がったり下がったりするというのは、個別の計算をやってみないと、正確なところはちょっと申し上げられないということです。

○今本部長

では、もう1つ教えてください。天ヶ瀬のダムが非常に余裕があると、そういう状況でしたら、鹿跳溪谷は水位は上がるけど結局流れるわけですから、流せるだけ流すんですか。それでどういうコントロールをするんですか。

例えば大戸川から $500\text{m}^3/\text{s}$ 流れてきた、洗堰から $800\text{m}^3/\text{s}$ 出した、1,300ですと現在の予定より超えますよね。超えても天ヶ瀬のダムさえ余裕があれば、そういう操作をするんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖の河村です。現在の天ヶ瀬ダムは、瀬田川洗堰、琵琶湖の流域を除く残流域で洪水調節能力を持っているということと、後期放流じゃなくて、まず前期の段階で考えれば、その洪水の調整能力をフルに発揮させるために、瀬田川洗堰は全閉するというルールがございます。瀬田川洗堰の後期放流中は明確なルールというのは、実は記載がなくて、管理者が基本的に下流上流の状況を見て判断する形になりますけれども、そのときの状況が、大戸川ダムからの流入がコントロールできるかできないかというのは、ある意味配慮があらうかと思えますけれども、もし、コントロールできない流量が来る、それが $500\text{m}^3/\text{s}$ 、 $300\text{m}^3/\text{s}$ 、 $200\text{m}^3/\text{s}$ だったとしても、場合によっては雨の降り方によって洗堰を全閉する可能性というのは検討の範囲の中には入ってくると考えられます。

○今本部長

ほか、この件は。はい、どうぞ。

○金盛委員

金盛です。あそこに問題点として書いてありますけれども、ちょっと私はよく、詳しくは見えませんが、大体わかります。当面実施しないとされたこの大戸川の方針は非常に問題を難しくされたと思います。

問題点にありますように、そういう懸念がありまして、このダムは大戸川ダムの治水には、大戸川の本川では絶対効くわけです。それから琵琶湖の治水でも、間接的にあそこで調整することによって、瀬田川洗堰から出る量も相当幅が出てくるといいまじょうか、そういう量がふえる可能性は十分あるわけですし、琵琶湖の治水にも間接的には効くんですね。

■第32回淀川部会（2005/10/21）議事録

それからもう1つは、その治水への効き方も、ほかのいろんな手法が検討されるんでしょうけれども、遊水地だとかほかの調節だとか、あるいは河道改修だとかがあると思いますけれども、その効き方、発現時間といいたいまいしょうか、こういったものもほかのことから比べると早いはずなんです。したがって、いろいろこれから滋賀県と調整されるとことでありますが、滋賀県がわかったとすぐにおっしゃるようなことには、どうも思えないのです。

そうしますと、非常に混乱している第1は、これはこの場で申し上げるのは初めてですが、意見交換会などでは申し上げておりますけれども、開削なんですね、狭窄部を開削するということが、これを今まで議論をしてこられなかったという、この委員会の事情もあるんですね。あるいは、河川管理者の方でもそういうお考えがないようなんですけれども、狭窄部の開削をどうするかということ、やはりこの淀川治水、大計の上に乗って決着せんといかんのじゃないかと思います。私はもう保津峡にしろ、岩倉峡にしろ、それは上流の方は何を言っているんだと言っておしかりになるかもしれませんが、開削を、今の口述では開削するという前提になっているようですけども、開削しないというのも大きな選択肢として、重要な選択肢としてあるんじゃないかと思っています。

これは自然環境、自然景観の保全といったことからしても、そこを決着しますと、非常に物事がわかりやすくなるし、戦略も立てやすくなると思うんです。開削前提で考えると、開削するまではどうこうというような議論が必ず出てくる、あるいは開削を前提としたときどうなるという議論が出てきて、非常にややこしくなっているんですね。開削するという今の口述の方針でも、大戸川ダムはやはり下流に、開削すればするほど効くわけです。効くことが確かですし、開削しなければ、先ほどのことに戻りまして、大戸川の治水だとか琵琶湖の治水を考えれば、一番早い道であるし、確実な方法であるんじゃないかというふうに考えるものでありまして、多少今のこの組み立て方とは違いますけど、そういった点で、まだ時間がありますから、議論をしたらどうかなと思っておるわけですけども。

○今本部長

この流域委員会は、開削をどうこうするという提言するのは非常に荷の重い委員会だと思います。これはやはり社会資本整備審議会の河川分科会が本来取り扱う仕事ですので、金盛さんはその委員でもあられるわけですから、そちら側で頑張っていただきたい。当面整備計画では、開削はしないということを明確にしておられますから、私どもは、ここ二、三十年の間は開削はとにかかないという形で議論を進めざるを得ないということでこれまでもやってきました。

ダムが直下流の治水に効く、これはもう明らかです。そのことはもう疑う余地もないんですけども、では、それしかないのかということから始まってのこの流域委員会ですので、効くからダムは

オーケーというのとはまた違いますので、そのところは、委員の中でもまた今後検討すべきことがあればしていきたいと思います。ほかはよろしいですか。

はい、どうぞ。

○高田委員

やっぱりお金のことを非常に私は気にするんです。というのは、このダムは河川改修でいった方が経済的と。そのこと自体は私も非常に同意したい。ところが、事業主体はダムと河川改修は違うわけですね。だから、単純にダムを、高額のお金を投入してダムをつくるんだったら河川改修はこれだけできる、これはみんなの考え方ですが、行政の中でそれができるかということです。

おととい琵琶湖部会で出された滋賀県の高時川の河川改修も、昭和47年以降は災害復旧工事しかできてない。地元があれだけ危険な川だと、あるいは県の方も危険な川であると認識しながらそんなんです。

ですから、ダムをやめてそのお金を河川改修に回すということができれば非常にいいんですが、そういうことが期待できるかどうか、その辺で私も金盛さんの一部の、話をややこしくするという点に関しては同感します。ですから、河川管理者の方がそういう形で、この方が経済的という根拠、実現可能かどうかの根拠も一緒にちょっと説明してほしいなと思うんです。

○今本部長

これは、具体的な方針になりますと、調整があるということで聞けないんですよ。

○高田委員

では、今のは感想だけで結構です。

○今本部長

これはぜひ早く調整されるなり、あるいはその途中段階でも、公表できることがあればよろしくお願ひしたい。そのところでまたもとに戻りまして、この委員会がそのことに立ち入ることができるのかどうかということが、ちょっと気になったものですから、最初のことを言いました。

はい、どうぞ。

○嘉田委員

嘉田でございます。あと2点つけくわえさせていただきます。今の予算配分のことと含めてですが、現法律のままですと、私どもの理解では、ダムで予算を節約したとしても、それは河川改修には回せないわけですね。滋賀県としては余計負担が大きくなるわけですから、財政の中では到底大戸川でも高時川でも河川改修はできないということが、ダムに対する強い要望になっているわけで、これは極めて明白なことです。

この次の手としては、まさに今大きな政治フレームで議論になっている地方分権の、いわば財源の移譲なり、あるいは補助金のフレームそのものを考え直さなければいけない。大変大きな議論で、そこはまさに金盛さんがおられる社会資本整備委員会の話になると思うのですが、今のままですと、地方分権の財源移譲は、教育なり社会福祉なりが中心ということで、国土交通省系、農水省系のいわゆる公共事業系はほとんどないわけですね。そのこのところまでメスを入れないと、実は河川改修やあるいは今話題になっている流域全体の総合治水など実現性が低いというのが大変大きな構造だろうと理解をしております。その理解でよろしいかどうかということが1つです。

それから、2つ目はこの今後の課題のところですが、書き方のトーンですけれども、委員会としてはダムについては「その代替案を探る」という意見を出して、それで、ここでいわば流域対応を推奨をしているわけですね。流域対応を推奨しながら、今改めてまた「流域住民の合意が得られるのか」と、クエスチョンを出しているのですが、多分行政の担当当事者から見ると、「学者さんのはのんきですわな、Aがだめだと言って、Bを出したらBがだめだと言って、どうしたらよろしいんですか」ということになりかねない。流域委員会として、いわばダム対応ではなくて流域対応だということを言うのでしたら、流域対応の具体的な方向をこれから探してほしいとか、探りましょうとか、その中の大事な部分が流域住民の合意ですが、その辺を、ボールをただ単に相手に投げるのではなくて、自分たちもそこに何らかの協力をしますというような覚悟を入れる必要があるのではないのでしょうか。特に流域住民の意見聴衆あるいは意見の反映方法を提示してきたこの流域委員会の経緯としては、住民の合意形成にも前むきな姿勢が必要と思われまます。

これは歯に布着せない言い方ですが、その書き方のトーンを少し気にしております。それは琵琶湖流域沿岸の住民の合意が得られるかということも同じですけど、そのトーンの問題です。以上の2点です。

○今本部長

これは、意見書がこういう文章になるとは私は思ってないんです。この委員会に議論を活発にするためにこういう問題がありますよということです。結果として文章にした場合には、今嘉田さんが言われましたように、流域対応と、こういうことで壊滅的な被害をとにかく避けてくださいと、あるいは住民にも納得できるように説明してくださいといったことを書くことになるんだと思います。ここに書いたのはあくまで、こんなことを書きますと言うているんじゃないで、こういう問題点がありますよということ言うために書いただけ。

○嘉田委員

ベクトルは自分たちにも向いていると考えてよろしいわけですね。

○今本部長

はい。

○嘉田委員

それでしたら結構です。

○今本部長

嘉田さんどうぞ、続きを。

○嘉田委員

今、マイクを通さないで言ってしまったので後の記録が大変だと思います。そうすると、今の合意が得られるかというベクトルは自分たちにも向いていると。

○今本部長

そうです。

○嘉田委員

河川管理者にではなくて、自分たちに向いているということの理解でよろしいですね。

○今本部長

はい。委員会です。委員会が、我々がこんなことを言ったって、嘉田さんの言われたように何の役にも立ちませんよということもあります。だから、こういう合意が得られないという問題もありますよということです。だから、委員会としてはもっと前向きな意見を言いたい。提言的になりますね、この部分は。

○嘉田委員

はい、はい。

○今本部長

そういうふうになりたいと思います。あるいは、今の意見を受けて特にそうしなければいけないなと思いました。

○嘉田委員

はい、それは納得でございます。

○今本部長

それでは。

○三田村委員

三田村でございます。嘉田委員がおっしゃったことは、先ほど来、気になっていることです。これとは少し違うんだらうと思いますけど、多分余野川ダムでも同じような、表現が出てくると思う

■第32回淀川部会（2005/10/21）議事録

んですね。この文言じゃなくて、住民の合意が得られるでしょうかということ、やっぱり何らかの形で書かざるを得ないんだろうと思います。問題は表現をどのようにするかによって、管理者側の受けとめ方が違うんだろうと思います。

私たち、住民参加の視点から考えますと、例えば、河川管理者はこの文言から、住民の実態というのは何だとお考えになりますか。そこは物すごく大事だろうと思います。ある組織が住民の意見だというようにお考えになるとしたら、従来のやり方なんですね。個別の事情に対して、例えば対話集会みたいなものを開いていただいて、合意形成をされるのかどうか。その辺が非常に気になるので、もう少し具体的に私たちが投げかけた方がいいのかなとは思っていました。例えば、河川管理者、この文言からはどんなふうに合意形成をされようとされますか。答えにくいかもしれませんが、自治会等の長に聞かれますか、それとも住民参加が提案しているようなことを個別的に何度も何度もおやりになりますか。

○今本部長

この回答は休憩を挟んでからいただきますか。そうでないと、ちょっと今の返事は重いです。ちょっと次の分に回してもらえますか、スライドを。

このほかの部分でも結構ですが、はい。

○田中委員

田中です。これは、大戸川ダム目的の1つに、基礎案では琵琶湖の水位低下抑制のためにというのがあったと思うんですが、これは検討まとめの中には記述されていないんですが、これはどういうぐあいに考えておられるのか、もう必要ないのか、それともそれは、例えば洗堰の方の操作のやり方によって解消できるのか。その辺をちょっとお聞きしたいと思いますね。

○今本部長

済みません。ちょっと質問の意味がよくわからなかったんですが。

○田中委員

基礎案では、琵琶湖の水位低下の抑制にこの大戸川ダムが必要だという目的が1つ入っていましたが、これは、その後検討まとめには他での水位低下抑制方法が何も記述されていないんですが、このことについて、今のような形でちょっと質問したんですが。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長 阿南）

調査検討のとりまとめのところでは、異常渇水対策のための容量確保のお話、書いておるんですが、利水対策としての必要性、緊急性、治水対策としての効率性が低下したことから、容量の確保は行いませんという記述はさせていただいております。

○田中委員

わかりました。そういう事で先の質問になりますが書面で提出したいと思います。

○今本部会長

はい、どうぞ。

○寺川委員

今の田中委員の質問とも関連があるんですが、この取りまとめの2の調査検討のこれまでの成果の中の⑥で、瀬田川洗堰の全閉ルールについて、滋賀県は見直しを提案しているというところがあるんですが、我々も今水位操作のワーキングをつくって検討していると思うんですけども、この部分での意見というのは、一応大戸川関連で意見としてまとめておく必要があるんじゃないかなと思うんですが、その部分が先ほどの経緯とか今後の課題の中では入ってなかったように思いますので、それは触れるべきじゃないかと思うんですが。

○今本部会長

わかりました。触れるようにしたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○澤井委員

澤井です。目次の構成の中に、環境への問題がちょっと1つやっぱり要るんじゃないかなという気がするんです。私は、前の部会で質問したときには、既に調査された結果を早急に示してほしいと言っていたんですが、それとはちょっと別の問題として、大戸川ダムを当面実施しないということになった場合、既に実施されたいろんな工事が、さっきの関連事業に含まれているとえばそれまでなんですけれども、例えば道路建設とかをどんどん行っているわけですね。それを、どういうふうに処置をしていくのかという問題です。

その中の1つには、既にダム建設に使う予定であった骨材の問題も含まれると思うんですけども。そのあたりをどういうふうに手当てをしていくのかということについて、書いてないものですから、それを示してほしいということを意見書に加えたいと思います。

○今本部会長

それは、加えるべきです。ただ、項目として上げた方がいいのかどうか、関連事業の中で取り上げた方がいいのかどうか。このダムをつくる場合と、実施しないという場合と、やはりそこはニュアンスを変えた方がいいような気がしまして、これはまた今後の、これからやっていく上で、意見を聞いて決めていきたいと思います。

ほかはよろしいでしょうか。

■第32回淀川部会（2005/10/21）議事録

そうしましたら、ちょっと早目ですけれども、休憩に入りたいと思います。その後天ヶ瀬ダム再開発から始めます。

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは、これから一たん休憩に入らせていただきます。

それでは、30分再開ということにしたいと思います。

喫煙室でございますが、この会場の後ろの通路を挟んだ向こう側に喫煙室を用意してございます。喫煙の方はそちらでよろしく願いいたします。

それでは、30分再開ということになります。よろしく願いします。

[午前11時12分 休憩]

[午前11時32分 再開]

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは再開いたします。今本部長、よろしく願いします。

○今本部長

はい。では、再開します。

最初に、三田村さんから質問。済みませんが、三田村さんもう一度繰り返していただけますか。

○三田村委員

済みませんが、わかりにくい表現をしてしまったようで。

私どもが意見書を作成するときの文書の書き方の問題なのです。これは嘉田委員がおっしゃったこととよく似ているんですが、こういう表現をした場合に、河川管理者が理解していただけるんだったら構わない。こういう表現をした場合に、河川管理者はどのような合意形成をやられるのかが気になっただけです。そうすると、どんなふうに行けばいいのかということに戻ってくるという、そういう意味です。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長 阿南）

大戸川ダムの阿南でございます。確かに、非常に難しい。こう書けばうちがどう受けとめられますよということを今ここで申し上げるわけにはいかないのですが、これまでの合意形成のあり方に関しては、流域委員会の方からいろいろご提案を受けて我々やってきたところなので、ただそれがベストなものかどうかというのはまだなかなか難しいところだと。これについては、今後そういったご意見も受けながら我々としても考えていかなくてはならないことだというふうに考えております。

こういう今の問題点で流域の住民ということで考えますと、当然限られたエリアで直接の当事者

という方もいらっしゃいます。もちろん、これまで対策協議会のように私どもと直接、交渉というかいろいろご説明、計画をご説明申し上げ、それに納得いただいているか同意いただいている方々もいらっしゃいますので、そういった個別具体のものをイメージにする場合と、もう少し広いものをイメージする場合は当然ございますので、それぞれの対応はこれから考えていかなければならないというふうに考えております。

○三田村委員

どうもありがとうございました。ご理解いただいているようで安心いたしました。このような文言でもいいかと思いました。

○嘉田委員

嘉田でございます。少し今の三田村委員のお話を外堀からになるかもしれないのですが、さまざま現場での河川管理者と住民のかかわり方というのは一つずつが違うと思います。そういう意味で大変難しい問題ではあるのですが、大きな社会学的な構造として理解しておきたいことを1つ、ちょっと長くなるといけないのですが手短かに申し上げたいと思います。

河川管理者の方が直接住民と対応なさると、よくこういう場面に出会うと思うんですが、いろいろな陳情ばかりされる。「早く工事をしてほしい」というお金のかかる物的な陳情が大変多いということ最近何人かの河川行政の方がたから伺っております。これは、ある意味で日本の河川行政の中で住民の地域の人とのかかわり方をそういうふうにしてしまったという社会的構造がございます。つまり、行政は陳情して何かをやってくれるものだという「行政依存体質」が過去50年、100年しみついてしまっています。つまり住民の河川に関する「自治」というか、「みずからおさめる」というところが育っておりません。その場で河川管理者は、ある意味できつい要望ばかりいただくことになるので、できないという、つつい距離が離れてしまうわけです。社会的距離、心理的距離が離れてしまう。これをある程度変えていくには、その構造を変えないといけない。多くの地域住民の方が河川管理者の方に言われる不満をここでちょっと共有しておきたいと思います。

1つは、「担当者がころころかわる、あのとき交渉したのに、もうあの人と違うのか」。人がころころかわる。これは、地域住民にとっては信頼できる関係を相手とむすびにくいという構造になっています。特に日本の、いわば意思決定をなさるキャリア河川管理者の方の人事体制ですから個人ではどうにもできません。個人の責任ではない、人事の体制の問題です。

それからもう1つは、「法律ばかり盾にとる」。これも個人の責任ではないんです。行政というのは最終的に、近代官僚主義は法律を盾にとるしかないんですね。さまざま対立と競合のある社会関係の中で「社会的正統性」を確保するには最終は法律や規律に従うしかない。しかしこのこと

■第32回淀川部会（2005/10/21）議事録

を住民の方から直接言われると、多分河川管理者の方は身動きがとれなくなる。そうすると、ついつい住民との直接交渉は避けて、疎遠になるというような結果になりかねない。これは架空の話ではなく、最近何度もこのような場面に出会っておりますので、ぜひこういう構造があるということを通の理解にしたいと思います。

そのような状況ですので、この委員会では「河川レンジャー」という制度を提案したわけです。住民と行政が離れてしまったところに、いわば介在というか仲介がとれるような役割の提案です。その中で、例えば流域委員会もみずからが河川レンジャーになることの覚悟を持ってやれるかということが私たちにかえてきている、住民参加なり住民意見聴取の範囲をこえたところでの覚悟が必要ではないかというのがちょっとコメントをさせていただきたいことです。

○今本部長

ありがとうございました。今の2つの問題、本当、住民側から見れば不満のあるところかも知りません。ただ、逆に河川管理者によっては、個人によっては、非常に柔軟に対応してくれる。この淀川水系流域委員会もその一つの例だと思うんですけども、ほかの流域委員会とこの委員会は非常に違った特性を持っている。そういう特性を許してくれたといいますか、見逃しているというのか、まあ、どう表現すればいいのかわかりませんが、とにかくこういうことをやらせていただいているのですから、我々は逆に責任も重い。意見を、原案を示されて、意見をちょっと言うだけですと非常に気分も楽ですけども、こういうやり方をやりますと、委員そのものものが、肉体的にも精神的にも非常に労働がかかります。だけど、やりがいもあるわけですから、今後頑張ってやっていきたいと思います。

この件についてはよろしいですか。それでは、次に天ヶ瀬ダム再開発に移らせていただきます。

天ヶ瀬ダムのスライドを。

天ヶ瀬ダム再開発は、お手元の審議資料1-7にも書いているのですが、3つの項目からなっています。天ヶ瀬ダム再開発の経緯、それから再開発の効果、天ヶ瀬ダム再開発の関連事業ということで、関連事業の中は、天ヶ瀬ダムの放流能力、瀬田川洗堰の放流能力、鹿跳溪谷の流下能力、宇治川の流下能力、それから環境への影響となっています。

この前の琵琶湖部会での丹生ダムの審議では、地域社会への影響というのを挙げねばならないのではないかという意見がありましたが、そういうこともひっくるめまして、この淀川部会としての審議をしたいと思います。

次、お願いします。

もう少し細かく今の内容を言いますと、再開発の経緯は、これまでに示されました経緯をまとめ

たもので、天ヶ瀬ダム再開発につきましては、当初から宇治川・淀川の洪水調節、及び琵琶湖周辺の洪水防御の機能の向上、新規利水、発電機能の向上という3つが主なものになっています。ことし発表されました方針では、当初と同じ目的で実施するとしています。その辺の見解として流域委員会はこの方針に賛成するとしました。したがって、今度出す調査検討への意見というのは、方針に示された目的の妥当性及び実施する場合の問題点、こういうものの調査検討に重点を置くべきではないだろうかというのがダムワーキングの意見です。

次、お願いします。

再開発の効果。これは、河川管理者側が示しました効果、宇治川・淀川の洪水調節及び琵琶湖周辺の洪水防御、それから京都府の新規利水、発電、この3つそれぞれがどういう効果があるかということで、これまでに委員会側が示してきましたのは、宇治川・淀川の洪水調節については天ヶ瀬ダムは一定の効果がある。琵琶湖周辺の洪水防御についての効果、これはあることはあるんですが、現在の状況から見ますと、かなり限定的ではないかというのがこれまでの意見でした。このままでいいのかどうかというのを今後検討していく必要があると思います。

それから、京都府の新規利水について。新規利水というのは、この再開発の主たる目的ではなく付随的な効果であると思うんですが、これまで委員会では、これは利水について全般に言えることですが、非常に検討がおろそかであったという面があると思います。このおろそかであったというのは、委員会がさぼっていたわけではなく、利水については徹底的に河川管理者からの説明がおくれたわけです。前期の委員会でいいますと、4年目の後半になってやっと利水についての説明が始まったと、そういう状況もあるわけですけども、しかし委員会側としても利水についてのことをもう少しきちんとしなければならないのではないかと。一般傍聴者からも、ここはいつも批判されているところですよ。今回はこの点もきちんと検討したいと考えています。

それから発電、これも付随的な効果ですが、この天ヶ瀬ダムでは揚水発電が絡んでいます。そのために、揚水発電で貯水池の水を非常にかき混ぜます。そのことによって、ほかのダムとは違って、天ヶ瀬ダムでは水質の悪化を防ぐ効果もこの発電によって得られているというわけです。

いずれにしても、天ヶ瀬ダムの再開発は琵琶湖の後期放流を効果的に行うための一連の事業の一つです。瀬田川洗堰の水位操作をより自由にするという効果が最も大きいのではないかと。この委員会側は、ここに挙げている目的もさることながら、琵琶湖の水位、これをどう操作するか、これによって環境に大きな影響が出る。その環境に良好な操作ができるのではないかとということで天ヶ瀬ダム再開発に賛成するとした経緯があります。このことについても、これでいいのかどうか、今回の意見書ではこれについてももう一度見直して委員の意見を聞きたいと考えています。

次、お願いします。

その次に、再開発の問題点ですが、天ヶ瀬ダムのも再開発というのは一連事業だということで、まず天ヶ瀬ダム、ここに挙げられています再開発の基本であります放流能力、この $1,500\text{m}^3/\text{s}$ への増大は妥当か。超過洪水として余裕を持たせる必要はないか、あるいは増大方法については別途専門委員会で検討されているが、安全性、環境への影響への配慮、こういうものが望まれると。そのほかに書くべきことはないかどうかといったことです。

それから、洗堰の放流能力については、放流能力の増大を下流の水位を下げることにのみ頼っています。これは瀬田川洗堰。洗堰というのは、洗堰を挟んだ上下流の水位差で放流能力は決まってくる。それにどれだけ開けるかということですが、現在ですと全開にしたとしても下流の水位を下げないことには流れないということで、洗堰の改造そのものについては触れていません。そういうことについても検討すべきではないかと、これは問題点を挙げているだけです。

さらに、洗堰の水位操作の問題で言いますと、現在、水位操作を行う上でかなりの時間がかかります。この前、この調査検討の中で一例を挙げられ説明がありましたが、全閉から全開に至るまでに7時間ぐらいでしたか、かかります。これは現在、いろいろ河川、川沿いの巡視をしたり、あるいは水位は徐々に変えないといけないといういろいろな規則があってこれだけなっているわけです。しかし、もっと柔軟に対応するにはこの辺のところにも切り込んでいく必要があるのではないかと、というのがこの部分です。

次、お願いします。

さらに鹿跳溪谷の流下能力。これは、詳細な計画はまだ示されていません。トンネルということが示されているだけで、トンネル案でいいのか、その構造はどうなのか、あるいは鹿跳溪谷の平時の流量を、これはたとえトンネルができたとしても平時の流量は鹿跳溪谷を流す必要がある。これは景観上いろいろな問題でその必要があるのではないかと思います。それをどのように確保するかという問題です。このトンネルが、操作することによって増水時に切りかえるというのであれば、これは簡単にこの問題はクリアできますが、そういう方法でいくのか、あるいは操作なしで適当に鹿跳溪谷とトンネルの方に分流していくのか、この辺の構造が示されておられません。そういう問題を指摘しております。

それから、宇治川の流下能力。これはこの委員会でも非常に問題にしました塔の島地区の河床掘削、これが当初の3m掘削から1.2m、それから0.8m、0.9mでしたか、変わってきております。これは、河川管理者の方も抑制する方向で検討されているのですが、さらに抑制する方法はないのか。また、塔の島地区の景観というのは、かつてのものから大幅に変わっています。どのような景

観にすべきなのか、これについては別途委員会で検討されていますけれども、むしろもとの姿に戻すことができないのならば、新たな景観を創出する検討をするべきではないかといった意見がこれまで出ていました。

また、宇治川の流下能力で言いますと、秀吉のころにつけかえられたのが宇治川です。特に槇島地区のところは堤防の近くに人家が密集しておりまして、堤防そのものも、普通の土堤から見ますと非常に薄い。これが本当に安全なのか。これまでの検討結果によれば、例えば浸透に対しても安全という結果が出ていますけれども、本当なのかどうなのか。浸透でしたら浸透に対する式の上でチェックしてこれでよしとされていますけれども、例えば江戸川の堤防補強を見ますと、のり面勾配が7割になっている。今、淀川でやろうとしているのは3割ののり面です。これは、例えばある式で値をクリアしたとしても、そのクリアの度合いが3割と7割では違う。この辺のところは、単に安全性の条件をクリアしているというだけで本当にいいのかどうか。特に槇島地区のところは気になるところです。

それから、最後は環境への影響、生態系への影響。これについては、この委員会では余り検討していません。景観については結構しました。それから低周波騒音、これは低周波音ですね。これについてはきょう説明がありましたけれども、こういう問題をどう扱うかといったことをこの意見書の中で取り上げていきたいというのが、ダムワーキングでのここまでの案です。この淀川部会として、これでいいのかどうかというご意見をお伺いしたいと思います。どなたからでも結構ですが、いかがですか。

はい、どうぞ。

○川崎委員

川崎です。今のお話の中で、流下能力1,500が妥当であるかという問題と景観の2点について考えを述べます。1,500の経緯についてはこれまで河川管理者のとりまとめの資料に示されています。琵琶湖との関係で滋賀県との調整もあり、非常に長い歴史の中で流下能力を増大させるという方針を打ち出してきた。数字の根拠になっているのが塔の島の最大流せる能力であるという理解をしております。また別の委員会でも議論されている塔の島の景観の問題の件ですけれども、近年の護岸整備などの変化があつて、それを調整しながらできるだけ景観にダメージを与えないというか、もう既にダメージを与えられているので新しい方向にというお話がありました。目に見えて近年変化している護岸や構造物の人為的な景観の問題と、それから宇治川と周辺の山並み、寺社を含む文化的な景観を明確に分けて議論する必要があります。とくに後者は、景観の本質的な価値を支えるものであり、これを明らかにするためには、やはり景観の歴史にある程度さかのぼる必要があると思

います。

例えば1700年代に描かれた近世の都名所絵図では、宇治川が描かれている絵は2枚ありまして、興聖寺の山辺の参道は、広い境内となりちょうど水際のところにつながっています。そして、その水際には柳だとか木がずっと植えられ、お茶屋もあることから、人々は水辺に非常に近いところを歩いておりました。また逆側の平等院の方の絵図も同じような絵が描かれておりまして、境内と水際が近接していたわけです。要するに当時の景観の一番重要なのか本質的な部分は、寺院のある山辺と、水辺が一体的になって形成されていたという点であり、宇治川の景観の本質的な部分と考えます。

したがって細かいことは別にしても、ここの景観というのは、宇治川とその両方の山際の寺院との関係の中で、人々の行動や視線は、一連のつながりを持たせ、視野は遮らないことが重要です。それを考えますと、先日河川管理者の方から提出されたいくつかの案で、1,500流すとパラペットが非常に高く危険性があります。将来的にまだこれからの検討ですが、パラペットを1.5mになるのか、1.8mに抑えるのか、詳細な検討が必要であり、極力、低く抑えることができないと、背景の山なりと水辺が一体的にならず、根本的に景観をこわす危険性があると私は思っています。

もし、景観の本質を崩すようなことになるのでは、流量1,500の見直しを検討する必要があると思います。その意味では、大戸川ダムのとりにまとめ資料の5ページの図のところ、宇治川の宇治地点の大戸川ダムがなし、ありという図面の7と図面の8のところ1,500のラインから、例えばもう少し1,300とか1,200あたりの部分に下げると、確かに大戸川ダムがない場合は比較的危険な印になっていますけれども、パラペットの高さによっては、調整がきくのではないかと思います。この1,500を固定して考えるという問題について、もう少し見直しの幅があってもいいのではないのでしょうか。

ダムというインフラストラクチャーは、10年、20年、百年の大計の中で基本方針とともに時間がたつにつれて変化してきています。都市に人々を守るという目的と、歴史の中で育んできた都市や環境を保全し、形成する目的もあると思います。宇治市は観光を主に発展したまちであります、近年宇治橋商店街や駅前周辺など衰退する徴候もあります。都市との関係も含めた流域の視野で考えると、1,500は、一意に決めてしまうのではなく、段階的な案も含めて、デリケートに決める必要があると考えます。

○今本部長

ここで書いた1,500m³/sというのは、委員会側として、あるいはダムワーキング側としては、もっとふやすのがいいのではないかという全く逆の考えです。減らすというのももちろん一理ある

でしょう。何を基準にして判断するかが問題です。

例えば景観でも、今随分江戸時代になるのですか、図絵ですと。この委員会でこれまでにやったのは江戸時代までは戻らずに昭和30年代ぐらい、天ヶ瀬ダムができるまで、あるいは発電所ができるまでと、もう今景色は激変しているんです。私が覚えている塔の島と今の塔の島とは全く違うものです。これを復元していくのに、今言われた図絵のようなものを目指すのか、これはこれからの課題で、昭和30年代よりもっと前の方がいいとか、いろいろこれは議論のあるところだと思います。ぜひこれはこの委員会でも議論していきたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○金盛委員

金盛です。今の部会長のご発言はもっともだと思っております、やはり瀬田の洗堰というのは、やはり川を締め切って琵琶湖の水位と非常に微妙に関連して下流を守るという、大変当時としては決断を要した構造物だったと思うんです。したがって、できるだけ多くの洪水が、下流の安全が確かめられた折にはできるだけ流せるような策を考えるべきだと思います。したがって、 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ あるいはそれ以上のことが可能なら、技術的にそういうところを目指す方向だろうとは思いますが、

そこで、宇治川の流下能力のところですが、非常に唐突なことを申し上げるようでありますが、河床掘削は極力抑制すべきではないかというふうなことで提案があるわけですが、今までにどうも検討されていないような感じがしますが、あるいはもう絶対それは無理だということで、まな板の上に乗ってないのかもわかりませんが、掘削をして、そうするといろいろな問題が起きるんですが、亀石の問題とか、あるいは自然景観の破壊とか損傷、あるいは安全性にもあるでしょうし、また鵜飼の問題などもありましたね。

そういう問題が掘削すれば起こるわけですが、掘削をして、なおそれらを解決する方法は下流に堰をつくって可動堰にすると。洪水のときにはそれが操作によって、これは遠隔操作でも何でもできると思うんですけれども、倒すと。ですから、平生は堰を立てておきまして、それでそこに湖面のようなものができるわけですが、そうすれば亀石の問題も、鵜飼の問題も、景観の問題なども解決できますし、広げるとか、あるいはトンネルとかそういったことよりもやりやすかろうと思うんです。ですから、そういう掘削プラス可動堰というふうなことが、端から全然不可能なのか、もう考えたらあかんのか、その辺をこの委員会としてどう考えるかということもありますけれども、管理者さんの方でそんなのは全然だめなんだよということであればこれは論議の場ではないんだと思うんですが、どうかなと思っています。

○今本部長

それは検討対象ではないですか。いかがですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田でございます。掘削をして下流に、下流といっても宇治橋付近だと思いますけれども、そのあたりに堰をつくって水位を、要は掘削前の水位に上げておくというような案であろうかと思うんですが、この塔の島地区のそういう整備については、別途検討会でもって検討を始めたところですが、実はその中でもそのようなご意見をいただいております、少し違うのですが、可動堰ではなくてマウンドで、局所的なマウンドであれば洪水時でもそこでぐっと水位が上がることにはならないのではないかとということも含めてそういうご提案をいただいております、まだちょっと我が方としてはそれについて細かな検討ができていないわけではございませんが、そういったご提案もございまして、そういったことも含めて検討していくということで考えております。

ただ、今ざっとで恐縮なのですが、亀石付近の水位を現在と同様に保とうとしますと、あのあたりの河川の勾配が急ですので、その堰が相当高いものになります。ですので、そこまではなかなか難しいかもしれません。いずれにしても、今いただいたようなご意見に近いといえますか、似たようなことを俎上に乗せて検討していくということになるかと思っております。

○今本部長

はい、どうぞ。

○川上委員

天ヶ瀬ダムの放流量の問題でございますけれども、宇治川の景観の問題、それから下流の安全性の問題はもちろん考慮する必要はあるわけですが、今回検討されている天ヶ瀬ダムに新たな放流口を何カ所か設けるといふ、日本でも世界でも珍しいといえますか、初めてといえますか、そういう改造を検討されていらっしゃるわけですが、琵琶湖の環境の問題とか、洪水の水害の回避・軽減というふうなことを考えたときに、放流口は、私は $1,500\text{m}^3/\text{s}$ が目いっぱいという大きさよりも、少し大き目で余裕を持っておいた方がいい。例えば $1,800\text{m}^3/\text{s}$ とか $2,000\text{m}^3/\text{s}$ とかの余裕を持って計画されたらどうかというふうに考えています。それは、恐らく一回しかできない工事なんです、天ヶ瀬ダムに新たな穴をあけるということは。そういうことであるならば、直径がどれぐらいの大きさの穴になるのかわかりませんが、 1m の穴をあけるのも、 $1\text{m}20\text{cm}$ の穴をあけるのも工費としてはそんなに変わらないでしょうし、そういう余裕を持ってあけておいて、そして実際の運用上は $1,500\text{m}^3/\text{s}$ までしか使用しないというふうにした方がいいのではないかと、私には考えております。

○今本部長

はい、どうぞ。

○千代延委員

千代延です。私は今の先行投資という、可能性としてはダムに穴をあける部分は1,800とか2,000にするというこの考え方はいいんですけど、そこで河川管理者の方に聞きたいんです。これは先行投資ですから、許される範囲の先行投資、お金ももちろんかかるわけです。もし仮に1,800m³/sのものを天ヶ瀬ダムで穴をあけて可能にしておくとして、この1,800m³/sがそのまま生かされるようにするためには、宇治川の今の塔の島の問題が一つあると思います。流下能力の問題ですね。それから、そこから下流の堤防の問題、どれだけ流すことができるかという問題があると思うんですけども、今、宇治川の堤防補強に取りかかっておられますけども、それはできるとしまして、どれだけ流すことができるようになるかと考えたらよろしいでしょうか。

今、1,500m³/sは可能だからやっておられるわけですね。これを1,800m³/s、あるいは2,000m³/sにしても、宇治川の下流の方ですよ、今やっている補強でいけるといふふうに考えてよろしいですか。

といいますのは、先行投資ですから、いやいや、今1,500m³/sまでならいけるけれども、1,800とか2,000m³/sとか、プラスアルファを先行投資しても、これを本当に使い物になるようにするためには、まだ宇治川のところで莫大な金がかかるとか、事業をしなければならぬとかいうことがあるのかなのかということが、先行投資をしてもよいかどうかの一つの判断基準になると思いますからお聞きしたいんです。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。塔の島地区を除きまして、その下流域でどれぐらいの能力があるかというお尋ねなんですけれども、現時点では、さらに流量がふえた場合に十分安全に流れるかという点と非常に厳しい状況でございますので、今細かな数字は手元にはございませんが、やはりふやすということになりますと、それなりの手当てが今後とも相当出てくるということになってまいるかと思っております。

○今本部長

ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○三田村委員

三田村です。私も穴を大きくして1,800ぐらいにすると、今議論にありますような先行投資という意味で、いいのかななんて思ったときもありました。問題は将来河川管理が変わったときに、大きくしておく、お金の問題も大したことないでしょうからということで本当に済むのかどうかで

すね。

といいますのは、私たちと河川管理者との間に、本当に信頼関係が100%できていればそれでいいんですが、どうもそこまで至っていないんじゃないかと。信頼はすなわち安心だというキーワードをつくりましたけれども。もしこれを認めてしまうと、1,800を先行投資としてやったらどうですかということになりますと、それじゃ川上ダムだって大きくつくっておいたらいいではないですかと。あるいは丹生ダムだって。そういう信頼関係が本当にできているのかどうかです。やりませんよとおっしゃっても、本当にやらないのか。将来よほどのことがないかぎりやらないのかということ。信頼関係、私は今構築できているとは思えないのです。そういう意味では、少し危険な議論を私自身もやっていたのかなという感じがするんですが、いかがでございましょう。

○川上委員

川上です。それは、新たにダムをつくるのと、それからダムを改造するのとではやっぱり意味が違うと思うんですけども。

○三田村委員

申し上げたいのは、例えばダムができるということは、決定された後での私たちの判断が、同じつくるんだったらもっと大きいのをつくった方がいいんじゃないのということになりかねないということを心配しているんです。

○今本部長

どうぞ。

○寺川委員

今の議論には私も三田村意見に賛成でして、本当に将来そういう可能性があるというのであれば検討しておく必要があるかもわかりませんが、今の時点では十分現在出されている資料等に基づいて、本当に今どこまでが必要かということをお我々としてはきちっと精査して意見を出すという方がいいのではないかと私は思います。

○今本部長

いかがでしょうか。

ちょっと私の意見を述べさせてください。私自身は河川の問題で、検討しました結果こうなりましたということに、言われてみたらそうなんだろうとすぐ思いがちなんですけれども、そうじゃないことが結構多い。例えば、今これだけ掘ったらこうなりますよと河川管理者が示した案に対して、本当にそうなるのかどうかはわからんぞという気持ちです。

つまり、塔の島の流下能力が現在は1,200m³/sしかありませんというけれども、本当にそうな

のか。宇治川の水位は下流で決まります。その水位計算の基準点、三川合流のところからずっと追っかけてくるわけです。その場合に、水位を追いかけること自身は技術的には簡単なのですけれども、そこへ与える粗度計数、これがちょっと変わることによって随分結果が変わってくるわけです。これまでのやり方は、防災という観点から安全側、安全側に見積もってきました。これは非常に私はある意味では正しいと思うんですけど、真実とかけ離れたことになっている可能性がある。

例えば、塔の島地区で $1,200\text{m}^3/\text{s}$ しか流れないのかどうなのか。三川合流の水位によって支配されるわけですから、木津川、桂川の洪水がないとき、これは琵琶湖の後期放流のときにはないんです。しかし、今の計画はきちんと私はチェックしてないんですけども、恐らく両方が洪水のときで、高いところから追跡しているんじゃないでしょうか。あるいは低くなったときでやっているんだらうか。それと、いざ流してみたら案外水位がそこまでにならなかったという例だって幾らでもあるわけです。これは我々の技術的限界です。ですから、ここに本当に幾ら流れて、どこまで水位が上がるんだらうかというのは、流してみないとわからない面だってあるわけです。

そういう意味で、私は本当に $1,200$ だらうか、何もしなくても $1,500$ くらい流れるんじゃないだらうか。ちょっと手を加えたら $2,000\text{m}^3/\text{s}$ くらい流れるんじゃないだらうか。 $2,000\text{m}^3/\text{s}$ 流れるとなったら、今度はまた琵琶湖が大助かりになってくる。そういう意味で、検討してほしいというのが1つです。

それから、きょうの資料の1-4の2ページから3ページにかけて、これまでの塔の島地区のいろんな計画がまとめられています。非常によくわかるんですけども、私はこれを見ていまして、河床を3m掘削するというと、普通概念では平均河床を3m下げるというんですけど、これ極端に言えば最深河床から3m下げるわけですから、実際に下げるのはかなり大きいわけです。この3m下げるという工事実施基本計画をもとにして、余裕があるものですから疎通能力を、流下能力を小さくするような工事を随分これまでやられてきているわけです。片一方で流しにくくしながら、今度は必要だから掘りたい。これは非常に地元の方の納得のいかないところだと思うんです。

特に3ページの上の平成16年度の検討結果というところに、道路かさ上げの護岸をした、締切堤をやったとか、いろんなこういう流れにくくすることをこれまでしてきたわけです。これは全て3mの掘削ありきで検討された結果です。ですから、この辺のところを原点に戻って、この川がどういう状況がいいんだらうか。1つは先ほど川崎さんが言われた景観面もあります。それから流下能力も当然あります。それへの再検討、本当に要らないんだらうかどうか。

川というのはこれまでは河川管理者に任せていただけに、一般住民は何ら踏み込むことができませんでしたが、その河川管理者にも正しいことが9割ですけど、1割くらいわからないとこ

ろはあるんだと、川には常にそういうことが残っているんだということから、今回はちょっと見直してはどうかというふうに私は考えています。

今の点、例えば水位の点はいかがですか。私が勝手に三川合流のところから推定して、しかもそれが高過ぎるんじゃないかということ勝手に言いましたけど、今の状況で河床が低下した。それから淀川大堰ができてあの辺のところも随分変わってきたと。あるいは鶴殿の高水敷を切り下げた。いろんなもろもろのことで変わってくるんじゃないか。しかも、琵琶湖の後期放流のときには下流はそれほど流量が大きいわけじゃないわけですね。その辺のところを教えてくださいませんか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

琵琶湖の後期放流だけで申し上げますと、瀬田川洗堰を全閉した後に全開するタイミングですが、淀川の本川の枚方地点で危険な水位よりも下がるという状況という条件になってございます。ですので、その水位からその時の流量を追っかけて三川合流点での出発水位と設定いたしておりますから、もちろんそんな低い状況ではございません。ただし、一方で物すごい洪水の状況でもございません。ですから、我々としては考え得る最大の水位というふうに考えて、水位計算を行ってございます。

○今本部長

私は現実問題として、仮定した水位より低いときの方が多んじゃないかと思うんですよ、多くの場合には三川合流が計算した水位よりも。ということは、もっと流れるんじゃないかと。もし流れるんならば流せるようにしておいた方がいい。天ヶ瀬ダムからの放流量は人為的にコントロールできるので、下流の安全を見きわめつつ放流する、ということができないかです。

はい、どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。ですから、考え得る一番高い状況というのを設定して、そのときにも1,500が流れるような河川を整備するという考え方でございます。

○今本部長

その考えはよく理解できます。これまではそれが正しいと思っていた。だけど川というものをよく考えてみたら、最も危険な状態で治水を考えておられますけども、今回の場合には洪水が氾濫するかどうかという問題じゃなく、いかに琵琶湖の水位の後期放流をスムーズに行うかということですから、ちょっとほかの場合と違うような気がするんです。

これについてはまた、もう少し私も考え方を検討し直してみないといけないと思っていますので、きょうはこういう話題提供という程度にとどめておきたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○川上委員

景観の問題で、この資料1-4の5ページの上にパラペット案というのが書かれておりますけれども、私が取り組んでおります川の1つの名張川は、今から3年ほど前に名張市の市街地区域にこの約70cmのパラペットをずっと整備されたわけですが、両岸にですね。河川の景観がどのように変わったかという、これは私の個人的な受けとめ方ですけども、息の詰まるような状況になりました、河川が。まず道路を車で走っていて川が見えない。川の水面が見えないんですね。それで、ところどころに角落しで川に入れるように、そのパラペットが何十mおきかに切られておまして、洪水時はそこに角落しを入れてあふれるのを防ぐというふうな構造になっているんですけども、それにしてもやはり閉塞感というのはすごいものです。

この宇治川の景観が大変重視されている中で、このような長い区間にわたってパラペットが整備されるというのは、非常に景観上の問題が多いのではないかとということで、また皆さん名張にいらっしゃる機会がありましたら、ぜひ一度パラペットというのはどういう景観をもたらすかということをごらんいただきたいというふうに思います。

○今本部長

名張のパラペットは古いパラペットでして、最近のは透明のパラペットもありますよ。それでも圧迫感はあるでしょうね。

川で言えば掘り込み河川が一番いいわけですけど、日本の状態から見て、どうしても築堤になる。しかも、ここの場所ですらどうしたらいいのか。極端に言えば堤防を非常に強固なものにして、余裕高なしにしたらまた大分話変わってきますので、どちらを選ぶかということだと思います。

ほか、いかがですか。

よろしいですか。

また、今後お気づきの点を事務局に出していただいて、もっとこれを充実させていくようにしたいと思います。

現在のダムワーキング側からの予定をご紹介します。来週の火曜日、10月25日が木津川部会があって、それでこの1日おきの地域部会が一応終わります。それ以後、ダムの意見へのとりまとめにどういうことを検討したらいいかという項目、あるいは文書にしていればもっとありがたいんですけども、そういったものを10月の末、できたら30日を目指して委員の方から募集します。31日にダムワーキングを開きまして、それをまた整理して委員に送付します。これはその日

■第32回淀川部会（2005/10/21）議事録

じゅうか翌日には送付できると思います。今のところ11月9日に意見交換会を予定しておりますので、そこでダムワーキングで整理したものを、またこれは委員だけの集まりになりますけれども意見交換をする。そこで出た意見をもとに、ダムワーキングは文書化にかかる。できれば11月24日ぐらいをめどに文書を仕上げる。それをまた委員の方に読んでもらって、修正案を募集するというところで、当初10月が、11月がとだんだん延びてきているんですけども、今のところ12月ぐらいが意見書の完成になりそうです。

ぜひ、この機会に河川管理者が準備してくれましたいろんな資料、これに目を通して、見落としのないようにしていただきたい。

また、こういうふうにしてちょっとおくらせることによって、これまで時間的に余り検討してなかった利水の問題だとか、そのほかの問題点、いろいろあると思います。

それから、例えば塔の島の景観の問題についても金盛さんから堰という話が出ましたけれども、堰にもいろんな構造があって、起伏堰のような倒してしまったら全然ないような感じになる。それからマウンドをつくる、どちらがいいのか。これは技術的な勝負ですよ。私はマウンドではできない、それほど劇的な効果は得られないと、直感的ですけど思っています。堰の方がいいんじゃないかと思っていますが、そういう点もこれから詰めていきたいと思っています。

そういうことで、ぜひ今後この5ダムについての7月1日に発表されました方針、これについての見解は示しましたが、調査検討についての意見を充実させていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

ダムの話はこのくらいにしまして、それ以外のダムに関連したことでも何でも結構です。この機会に聞いておきたいと、質問しておきたいと、あるいは議論しておきたいということがあれば、この機会に発言いただけますか。

では、谷内さん。

○谷内委員

委員の谷内です。きょう最初の方に何人かの方からお話があったこととも関連しているんですが、この流域委員会は河川管理者とキャッチボールの形で議論を進めていくと。そういう意味で、庶務の方がスケジュールというものを示されたと思うんですね。現在、我々がどういう時点にいるのか、そういうのをできれば河川管理者の方の方から、言える範囲で結構ですので、示していただくと非常にありがたいというふうに感じております。

もう1つは河川管理者は、やはり委員会だけではなくて住民の方々、そしてさまざまな自治体の方々との意見交換もされている。そういう情報というのは、私に関して言えばなかなか自力で知る

ことは難しい。新聞等を通じて知ることはできるんですけど。そういうことに関しても、どういふふうに進んでいるのか、すべての部会でというふうには言いませんけど、例えば委員会のときに知ることができるかと非常にありがたい。そういうことができないかということです。

○今本部長

ありがとうございます。今のご提案は非常に大事なことで、現在国交省の河川局の方で社会資本整備委員会の河川分科会で淀川の基本方針についての審議が始まっています。その資料、これはインターネット等で検索すれば出てくるんですけども、できればもうちょっと積極的にそういう資料をいただきたい、提供していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、高田さんどうぞ。

○高田委員

ちょっと話は戻りまして、低周波音に対する説明があったんですが、皆さん低周波音の実態を多分御存じないと思います。私はどういうわけか、私の勤務していたときに建物の外に大小関係なしに車がとまってアイドリングをしますと、部屋の中で低周波音がします。部屋の場所によるんですが、その低周波音というのはまさに耳を通して気圧の変化の形で周期的にきます。それはやっぱりたまりません。そういう点で、ここでふすまが、ガラス戸がカタカタという、そういう代物では全くありません。可聴音だったら我慢、慣れというのがあるんですが、これは慣れることは絶対無理です。そういうものですので、ここでは苦情はあんまり出てないみたいなので、この規模だったらあんまり大したことないのかなという感じはしますが、規模が変わりますとまた、これは非常に微妙なものだと思いますので目を離さないようにお願いしたいと思います。

○今本部長

ほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○田中委員

田中です。塔の島地区の河川整備に関する検討委員会というのが新たな委員会として設けられているんですが、当委員会とどのように位置づけされているのでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。流域委員会の方は、ちょっと表現が適切じゃないかもしれませんが、ある意味で見張り番的なもので、整備計画をつくる、あるいは変更、あるいは進捗状況の点検等に当たっていろいろときちっと見ていただいて、それに対してご意見をいただくというような一種性格かなというふうにも思えるわけですが、ちょっと決めつけすぎているので、それだけではないですけど

■第32回淀川部会（2005/10/21）議事録

ね。一方で、塔の島の検討委員会の方は、河川管理者もメンバーになっていまして、要はそのメンバーで何か案をつくり上げていくというんでしょうか、そういうような性格でございますので、そういう意味では少し性格づけが違います。

○今本部長

ほかの委員会もいろいろありますよね、環境委員会だとか。私の理解ではどちらが上というのではないと思うんです。ただ、目的がほかの委員会は特定のものになっているのに対して、この委員会は全体に対して意見を言う。それと委員自らが提言なり意見書なりをまとめていく。そういうところに特色があると思います。意見をまとめるという意味でいえば、環境委員会も立派なものをまとめてられますし、個々の委員会でそれぞれに活動しています。必要だと河川管理が判断して設置されたんだと思います。いずれが上とかというのはないと思いますね。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

[一般傍聴者からの意見聴取]

○今本部長

それでは一般傍聴者の意見の方に移りたいと思います。

ご発言希望される方、5人。では、前の真ん中の。

○傍聴者（梅原）

防災を考える市民の会の梅原と申します。熱心なご討議に敬意を表したいと思います。

まず1点目は大戸川の問題ですけれども、前期放流の前提として大戸川ダムで $300\text{m}^3/\text{s}$ に流量を調整しても、なお天ヶ瀬ダムで $1,200\text{m}^3/\text{s}$ に調整するのが精いっぱいなんだということが大前提でありましたが、それが当面建設を中止するということになりました。それにかわる対策案、淀川、宇治川の治水に対する対策案としては非常にわかりにくいものになっております。こうするんだというものが出てきてない、確信の持てる治水対策案にはなってないという点で一層詰めをお願いしたい。ダムをつくるということでは明確な治水対策があったわけですが、それがなくなってしまったわけですから、そしたらどうするんだということを下流のものには示していただく必要があると思います。

それから低周波の問題。私が住んでおります志津川で発生して、この間も約1年ぶりで琵琶湖河川事務所等から来ていただいて説明を受けましたが、私たちは最高の放流のときに、洪水時のときに調査してくれと、これまでから何遍も地元から要望していたんですが、この1年間、洪水時期に、今やということで連絡しても来てもらえませんでした。それは東京から来てもらわんと調査ができ

ないんだとか、機械も東京にしかないんだというようなことでした。天下の国交省が何たることだというふうに私は思うんですが、東京の人も昨年の9月に来られたらしいんですが、しかしその9月の時には新幹線が静岡でとまって来られなかったと、深夜になってしまったということで、地元とコンタクトがとれなかったというような話がありました。この問題についてはきちっと調査するというのをダム統管の方からお話がありましたので、責任を持って調査をしていただきたいと思っています。

またアーチ式ダムで、他のところでこういう低周波の問題が起こってないのかということをお聞きしますと、全国ではどこもないらしいです。そうしますと、この天ヶ瀬ダム特有の特異な構造から出てきているものではないかと思しますので、その辺の調査もきちっとして解明をしていただきたいと思っています。

それから槇島堤防の問題につきましては、平成16年3月に淀川堤防強化検討委員会が報告された文書におきましては、堤防延長26.3kmのうち22.5kmが浸透や浸食に対して安全度が低い区間であるという報告がされております。ところが、今回示された内容でいきますと、緊急堤防補強区間が選定されて、浸透危険区間は3.8kmだということで、これを10年間かかって完了させる予定との報告になっているんですけども、費用については全く明らかにされておらず、コストを重視される国交省がなぜ明確にされないのか理解できません。本当に3.8km程度で長期にわたる後期放流も含めて1,500m³/sを流すことが可能な堤防になるのかどうかという点で非常に危惧を感じるところがあります。

最後になりますけれども、塔の島の景観問題、熱心にご討議をしていただいておりますが、今現在の掘削された状況のもとでも、鵜飼、亀石等の問題が解決されておられません。先月10月3日に塔の島付近の検討委員会が発足しましたけれども、委員である観光協会の会長は、今年派川から鵜飼について本川に1回も出られなかったということで観光客からは「何や池の中での鵜飼か」と大変不評であったこと、また本川へ出ようと思ってもクレーンで1回ずつ船を引き揚げてやらんとだめだということで、この仕切り堤もとってほしいということを強く要望されておりました。今現在本川の状況を見てもこの鵜飼の船着場付近におきましては蛇腹で埋め戻しがずっとされていきます。掘削をした流れの早い状況では鵜飼ができないということが明らかになっています。

そういう点から見ても、ここをさらに掘削するということはありませんというふうには私は思います。地域の方々による塔の島付近の検討委員会と先ほど説明がありましたが、私はどう見ても地域の者とは思えないような方が委員に入っておられまして、平気で、地域の者から見れば、本当にこんな発言でええのかと思うようなことを言われる方もありました。多数決で1人の委員とい

■第32回淀川部会（2005/10/21）議事録

うことで、決められたのでは地元は困ります。本当に地域の実状にあった宇治市の景観を守っていくという立場からの委員会として進めていただきたいという点で、景観問題、本当にこれ以上の景観破壊というのにはあり得ないと思います。先ほど委員の方が天ヶ瀬ダムの放流口新設（案）について、余裕を持って1,800m³/s ぐらい流せる窓口にしといたらどうかということをおっしゃいました。えらい気安く簡単に言うてくれはんなと思ったんですけども、現実の塔の島付近の景観などを見ていただいたときに、そんな軽々な発言はできないのではないかなと、地元の者からすれば思いますので、最後のまとめの段階で、本当に私たちの地元の要望が受け入れられた案としてまとめていただきますように切にお願い申し上げまして、簡単ですけども発言にかえさせていただきます。以上です。

○傍聴者（酒井）

桂川流域の嵐山から来ました酒井と申します。

今の関連で宇治塔の島にもあります。鶴飼も嵐山にもあります。その関係で、流域委員会も大詰めに入っています。キャッチボールを、河川管理者と流域の委員の皆様とやっておられるわけですが、これからはその途中で住民の意見なり関係の自治体も含めて、時間がかかるとは思いますが、先ほど住民との対話の本質の問題、歴史の問題、観光資源、環境問題、いろいろ出てますが、これからはその中味についての議論のとりまとめをぜひしていただきたいと思います。

それから、塔の島地区の件議論出ましたので、私も琵琶湖部会の際に申し上げたのですが、第1回塔の島地区河川整備に関する検討委員会、今、吉田淀川河川事務所の所長から話があったわけですが会議の性格が違くと発言されています。今本委員からは同等というような話もあったのですが、そういうことであれば、環境委員会等も含めてですが、ぜひこの塔の島地区の件に関しては前委員長の芦田委員長がやられておるわけですから、ぜひ私も個人的には議事録を開示して下さいと言っています。それで流域委員会に報告して下さいと申入れしています。と同時に、その会議は財団法人河川環境管理財団の主催でやっておるわけですが、私も余分に審議資料をいただきまして庶務の方に渡してあります。これと議事録とをあわせて、適当な会議のときに、ぜひぜひ皆さんに見ていただいて議論をしていただきたいと思います。

それから、意見が数多くあるんですが簡単にはしよってやります。私の方の桂川流域も保津峡の狭窄部開削の問題があります。この辺が議論がおくれていると思います。特に鴨川なり特に桂川というのは、私も京都嵐山に住んでおるわけですが、京都の人間がぎょうさん参加しておられる割に、そういうところは淀川本川が先で、支川というのか三川合流の一支川かもわかりませんが、なかなか関係の問題も含めて出てこない、亀岡地区の話、下流域堤防強化の話の議論が出てこない、これ

はなぜなのでしょうね。避けて通っておられるのか。ですから、私は終始一貫関心を持ってずっと傍聴に参加しておるわけです。

それから、ちょっと飛びますが、災害の関係で宇治槇島の話が出ました。この地区は歴史的に、向島地区、六地藏、淀、伏見地区の水害というのは過去何回か、過去の歴史をたどってみればわかります。その地域の住民が不安・不審を、近畿整備局なり京都府なり宇治市に対して不安を持っておるわけです。なぜかという、その住民との対話が過去の話からずっとほとんどされてない。先ほどの低周波の話もそうですが、東京から来るというような話のはのんびりしておるわけです。東京からって、そんな技術者、企業は関西にもあります。私も空調設備の騒音技術をちょっとやっていたものでわかりますが、そういうものは簡易測定器というのはレンタルでもあるわけです。ここに出されている低周波数の説明資料は十分ではありません。人間の鼓膜の問題です。その日常的な精神的苦しさというのは、アスベスト被害もしかり、あるんですよ。住民聞き取り調査、健康被害も十分やってない段階で、こういう、どこの資料かわかりませんが、信頼ある機関から出ているものではないと思います。それは、ぜひもう一度健康被害調査をそういう専門家の方も招いていただいて、きちっとした測定も含めて、幅広い実地調査、日常的な常にやっていただきたいと思います。

それともう1つ、河川レンジャーについてですが、これは嘉田委員がおっしゃったように、河川管理者の皆さん、河川レンジャーを現場でやってみなさいよ。まさに、そのことに尽きると言うんです。現場のことを知らな過ぎる、現地住民の話を聞いていないと思います。ぜひ、河川管理者というのはそれぞれの支所なり事務所はありますが、職員も含めて川を歩いてくださいよ、実情を、地域の住民も含めて話しを聞いてください。それを踏まえた上で、淀川水系流域委員会にこういうことでしたと報告して下さい。ぜひ、それを受けて流域委員、参加しておる我々も含めて、現実に本当の意味での住民との対話、これからの河川行政というのは住民側からの意見を聞いて進めていく。河川法の改正されたのはそういう主旨もあるわけです。以前の行政主導の議論はしないでください、お願いします。以上です。

○今本部長

次。はい、どうぞ。

○傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。

まず1つは、会場のセッティングにもよるんですけども、きょうのようなスタイルの場合には、パワーポイントの文字でもほとんど傍聴席からは見えません。きょうのように読み上げながら検討していただくのは大変ありがたかったです。

■第32回淀川部会（2005/10/21）議事録

それから、第2期の委員の先生方はほとんど発言の前に名前を名乗ってくださいません。傍聴席からではほとんどお姿が見えませんが、どなたが発言されているのかわかりません。議論が白熱すると忘れてしまうのはよくわかるんですけども、できれば名乗ってから発言をしていただくようお願いしたいと思います。

それと、去年のダムワーキングの場合は公開でした。第2期になってから部会と委員会以外はすべての会が非公開です。これでは、第2期の方が不透明性が増したと言わざるを得ないと思います。できれば、もっと透明性を保つような配慮をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○今本部長

ありがとうございました。

多くの委員は名前を名乗っていたと思うんですけども、それとダムワーキングは現在作業をすることをしています、検討をするのは地域部会ということで、これまでのダムワーキングと性格を異にしております。決して密室でやろうという意図は毛頭ありませんので、現在のダムワーキングはとりまとめの作業をしているということで、ご了承願いたいと思います。

ほかは、いかがでしょうか。ありがとうございました。

それでは、庶務の方から、あとその他ということでお願いできますか。

[その他]

○庶務（みずほ情報総研 篠田）

その他資料のスケジュール表が書いてありますけれども、先ほど今本部長から今後のスケジュール案というものをご紹介していただきました。それで、とりあえず10月に関しましては、繰り返すこととなりますけれども、あさつての日曜日に猪名川部会、それから火曜日に木津川上流部会が、それぞれ大阪商工会議所、名張シティーホテルで開催されます。それで、28日の金曜日に58回の運営会議が開催されます。この会議でもって、先ほどのスケジュール案が具体的なものになるかと思っております。今後の予定がわからないということで皆様にご迷惑をおかけしますが、もうしばらくお待ちしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○今本部長

それでは、これで部会の方を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは、これで淀川水系流域委員会第32回淀川部会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。

〔午後 0時46分 閉会〕

■第32回淀川部会（2005/10/21）議事録

■議事録承認について

第13回運営会議（2002/07/16）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間2週間）。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間をめどに期限を延長し、発言者にその連絡を行う。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。